

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 文化・観光局 観光課

法令名	通訳案内士法			法令番号	昭和24年法律210号		
手続名	全国通訳案内士の登録			根拠条項	第18条		
審査基準	通訳案内士法第20条、第21条及び通訳案内士法施行規則第16条による。						
	受付 機関	観光課	処理 機関	観光課	交付 機関	観光課	標準処理期間 30日
						標準経由期間 日	No.